

別記 7 (募集要項 4.(3)及び 13.(4)関係)

令和 3 年 5 月 12 日以降の収容定員の取り扱い

令和 3 年 5 月 8 日付け「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン(十八訂版)」を踏まえ、令和 3 年 5 月 12 日以降に開催される公演の収容定員の要件については、当面の間、下記のとおり取り扱いとします。

1 ガイドラインにおける収容率の規定

(A) 大声での歓声、声援等が想定されないもの

収容基準: 収容定員の 100%以内

(B) 大声での歓声、声援等が想定されるもの

収容基準: 収容定員の 50%以内

※異なるグループ間では座席を1席設け、同一グループ(5 人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容定員は 50%を超えることがある。

2 本助成事業の取り扱い

(A)、(B)ともに収容定員の 50%以内で公演を実施する場合は引き続き本助成制度の対象となります。

ただし、収容定員の 50%以内を基本とし、同一グループ(5 人以内に限る)内では座席間隔を設けないことによって収容定員の 50%を超えた場合についても、助成対象とします。

※上記により収容定員の 50%を超えて公演を実施する場合は、申請時に申告してください。